平成２８年（フ）第３３２号
沖縄県糸満市西川町21番２―206号　川尻マンション
債務者　謝名加代子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３３３号
沖縄県那覇市字国場1180番地11　丸渡マンション305
債務者　今井　　瞳
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３４２号
沖縄県那覇市繁多川３丁目４番40―1506号
繁多川市営住宅Ｂ棟
債務者　朝永　　修
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３９１号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平610番地２
ローズマンション101
債務者　江澤　成美
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３２３号
愛知県犬山市富岡新町２番地29　ハイツ南桜２Ｂ、住民票上の住所愛知県犬山市大字前原字東町63番地１
債務者　吉原　留美
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３２７号
愛知県一宮市奥町字野越４番地　ＴＷＩＬＩＧＨＴ103号
債務者　エコテックこと　西村　和浩
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第６９４号
京都府長岡京市一文橋１丁目９番16号　長岡マンション201、前住所京都府長岡京市一文橋２丁目７番１号
債務者　片山　綾子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０３号
京都市山科区勧修寺東栗栖野町31番地　勧修寺第二市営４―103
債務者　日髙　江梨
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４４１号
鹿児島県鹿児島市喜入町1652番地１
債務者　岡田　沙苗
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４１５号
沖縄県那覇市字栄原１丁目28番６―201号
赤嶺マンション
債務者　豊平　　優
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４０９号
大分市長浜町２丁目14番18号（朝日プラザ長浜201）
債務者　吉田　栄子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１８７号
茨城県守谷市松並1791番地の３　（63街区２―３画地）ルーブン　ブルク202、前住所茨城県つくばみらい市谷井田1204番地38
債務者　髙野　康博
1　決定年月日時　平成29年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第５９２号
千葉県我孫子市都部169番地の１（101号）
クレストファインⅡ
債務者　落合　恭子（旧姓石山・郡司）
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７００号
千葉県流山市前ケ崎640番地の29
債務者　寺田　礼子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７１８号
千葉県柏市あかね町25番７号
債務者　早川ユカリ（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４００号
大分市今津留１丁目13番11号（リバーサイド津留108）
債務者　濵田　惠子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係